

千葉県告示第318号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、自転車等移動保管手数料収納事務及び自転車駐車場の手数料収納事務を次のとおり委託しましたので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年4月1日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 委託する相手方 千葉市中央区新千葉3丁目2-1 旭新千葉プラザマンション605
株式会社 富士保安警備 千葉支社
千葉支社長 川畑 京子

2 委託施設

- (1) 千葉駅東口第2(地下)自転車駐車場
- (2) 千葉駅北口第3自転車駐車場
- (3) 西千葉駅第1自転車駐車場
- (4) 稲毛駅第1自転車駐車場
- (5) 稲毛駅第2自転車駐車場
- (6) 蘇我駅第5自転車駐車場
- (7) 幕張本郷駅第1自転車駐車場
- (8) 海浜幕張駅第2自転車駐車場
- (9) 検見川浜駅第1自転車駐車場
- (10) 稲毛海岸駅第1自転車駐車場
- (11) 末広保管場
- (12) 都賀保管場
- (13) 浜田保管場
- (14) 誉田保管場
- (15) 幕張保管場
- (16) 西千葉保管場

- 3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで